

対象とする電気冷凍庫の適用範囲について（案）

1. 電気冷凍庫

本判断の基準等が適用される電気冷凍庫は、冷凍サイクルと貯蔵室とを一体の箱体で構成した、家庭用の電気冷凍庫を対象とする。



冷凍庫



チェスト式冷凍庫

シャープ株式会社 ホームページから抜粋

今回対象とする電気冷凍庫のうち、以下のものについて適用除外とする。

なお、適用除外にあたっての考え方として、原則1に基づき、以下に該当するものについては、対象範囲から除外することとする。

- ①特殊な用途に使用されるもの
- ②技術的な測定方法、評価方法が確立していないもの
- ③市場での使用割合が極度に小さいもの

(1) ペルチェ式のもの

国内向けには出荷されていないことから除外する。

(2) 吸収式のもの

設備用の大型の冷凍機として利用されているもので、家庭用の電気冷凍庫としては出荷されていないことから、除外する。